

む)を示すものである。その構成は、勤労所得・個人業主所得・個人賃貸料所得・個人利子所得・個人配当所得・海外からの純所得・振替所得・控除項目として社会保険に対する負担・消費者負債利子の9項目からなっている。

個人所得の処分を示す個人支出は個人消費支出・個人税および税外負担・海外への純送金・個人貯蓄の4項目からなっている。

勤 労 所 得

第7表 勤労所得の項参照。

個人 業 主 所 得

第7表 個人業主所得の項参照。

個人 財 産 所 得

第7表 個人賃貸料所得・個人利子所得・法人所得のうち個人配当所得の項参照。

海外からの純所得

第4表 海外からの純所得の項参照。

消費 者 負 債 利 子

第7表 政府と消費者の負債利子の項参照。

社会保険に対する負担

第3表 社会保険に対する負担の項参照。

振 替 所 得

第3表 振替所得の項参照。

個人 消 費 支 出

第8表 個人消費支出の項参照。

個人 税 お よ び 税 外 負 担

第3表 個人税および税外負担の項参照。

海 外 へ の 純 送 金

第4表 海外收支の個人送金純受取の項参照。

個 人 貯 蓄

これは個人所得から、個人消費支出と個人税および税外負担・海外への純送

金の3項目を差引いた残差として求められている。したがってこの個人貯蓄の内容には個人の現金・預貯金・有価証券投資・農家や非農家による住宅の純増加額・個人業主の生産施設への純投資・在庫品増加等の種々のものが含まれることになる。しかし、この個人貯蓄は差引残差として求められているために、個人所得とその処分勘定における推計上の不適合による誤差や脱漏も含まれることになる。

個人可処分所得

個人所得から個人税および税外負担を差引いたもので、国民の購買力を示すものである。この個人可処分所得は、まず個人消費支出にあてられ、その残額が個人貯蓄にむけられる。

第3表 財政収支

1. 政府の範囲および区分

国民所得勘定における財政部門の範囲と区分はつきのとおりである。なお、政府企業には政府が全額出資しており、かつ、政府の強度の監督下におかれている企業を原則として採用している。

(1) 中央財政

i 一般会計

ii 非企業特別会計

- ①交付税および譲与税配付金特別会計 ②国債整理基金特別会計 ③賠償等特殊債務処理特別会計 ④国有財産特殊整理資金特別会計 ⑤中小企業高度化資金金融通特別会計 ⑥外国為替資金特別会計 ⑦あへん特別会計 ⑧自作農創設特別措置特別会計 ⑨産業投資特別会計 ⑩経済援助資金特別会計 ⑪余利農産物資金金融通特別会計 ⑫開拓者資金金融通特別会計 ⑬厚生保険特別会計 ⑭船員保険特別会計 ⑮国民年金特別会計 ⑯農業共済再保険特別会計 ⑰森林保険特別会計 ⑱漁船再保険特別会計 ⑲中小漁業融資保証保険特別会計 ⑳輸出保険特別会計 ㉑機械類賦払信用保険特別会計 ㉒木船再保険特別会計 ㉓自動車損害賠償責任再保険特別会計 ㉔労働者災害補償保険特別会計 ㉕失

業保険特別会計 ⑫国立病院特別会計 ⑬特定土地改良工事特別会計 ⑭道路整備特別会計 ⑮港湾整備特別会計 ⑯治水特別会計 ⑰国有林野事業特別会計中の治山勘定

iii 企 業 会 計

(i) 特 別 会 計

①造幣局特別会計 ②印刷局特別会計 ③国有林野事業特別会計中の国有林野事業勘定 ④アルコール専売事業特別会計 ⑤郵政事業特別会計 ⑥郵便貯金特別会計 ⑦貴金属特別会計 ⑧食糧管理特別会計 ⑨米價安定特別会計 ⑩簡易生命保険および郵便年金特別会計 ⑪資金運用部特別会計

(ii) 政府関係機関

①日本専売公社 ②日本国有鉄道 ③日本電信電話公社 ④国民金融公庫 ⑤住宅金融公庫 ⑥農林漁業金融公庫 ⑦中小企業金融公庫 ⑧北海道東北開発公庫 ⑨公営企業金融公庫 ⑩中小企業信用保険公庫 ⑪医療金融公庫 ⑫日本開発銀行 ⑬日本輸出入銀行

(iii) その他の政府企業

①日本住宅公団 ②日本道路公団 ③愛知用水公団 ④農地開発機械公団 ⑤森林開発機械公団 ⑥特定船舶整備公団 ⑦首都高速道路公団 ⑧水資源開発公団 ⑨阪神高速道路公団 ⑩鉄道建設公団 ⑪日本原子力研究所 ⑫原子燃料公社 ⑬帝都高速度交通営団 ⑭電源開発株式会社

2. 地 方 財 政

i 普 通 会 計

ii 事 業 会 計

公営企業（水道、交通、電気、ガスその他、ただし病院を除く）

iii 収 益 会 計

①病院事業 ②国民健康保険事業 ③収益事業（競馬、競輪、モーターボート競争、当せん金附証票の発売）

2. 財 政 収 入

国民所得勘定における財政收支の規模を決定するものは前項(1.)に示す政府

部門の財政活動のうち、租税等の移転収入と政府企業の所得の受取からなる経常的収入である。

個人税および税外収入

直接税の個人負担分とそれに類する個人より政府に対する一方的支出があり、次の法人税および税外収入と共に、要素費用に包含され、国民所得を構成する。個人税としては、源泉所得税、申告所得税、相続税、都道府県民税と市町村民税の所得割および個人均等割等をとり、税外収入としては、国公立病院收入、国公立学校授業料、入学検定料、保健所使用料等をとる。これは「個人所得とその処分勘定」の処分項目となる。

法人税および税外収入

直接税のうち法人負担分とそれに類する法人より政府に対する一方的支出である。法人税としては、法人税の才入金額と都道府県民税、市町村民税の法人税割および法人均等割をとり、税外収入としては、日本銀行納付金、延滞金、加算金等の法人負担分等をとる。これは法人所得の処分項目となる。

間 接 事 業 税

主として生産の局面で生産に際して課されるもので、要素費用で評価される国民所得の上に加わって市場価格ベースの国民総生産を形成する租税と、それに類する税外収入である。間接税としては酒税、砂糖消費税、物品税等であり、事業税を含む。税外収入としては日本専売公社納付金、各種手数料のうち法人負担分等をとる。

官公事業剰余等

官公事業の生産活動に伴って生じた所得を主として、これに一般会計、普通会計、非企業特別会計における賃貸料収入と利子配当金収入とを併せて計上する。官公事業剰余は各企業の損益計算書上の損益額をとるが、専売納付金、日本銀行納付金は税外収入に含めてある関係から利益金より控除する。

政府の負債利子

一般会計、普通会計および非企業特別会計における消費資金調達のための公債発行に伴う支払利子であり、国債整理基金特別会計の支払利子、割引料の支

出済額より選定計上する。

社会保険に対する負担金収入

個人税および税外収入以外の主として社会保障制度における各種社会保険の保険料、納金、掛金等で、多くは雇用者と雇用主が負担する。医療保障としての健康保険、国民健康保険等と生活補償としての失業保険および年金、恩給としての厚生年金保険、恩給、共済組合掛金等からなる。以上のうち恩給は一般会計、特別会計の歳入決算の恩給法納金と負担金を計上し、共済組合と国民健康保険とは事業年報と月報により、その他は各特別会計の決算額を基礎にして算出する。社会保険に対する負担金収入を発生額による個人所得から差引くことによって受取額による個人所得が算出される。

3. 財 政 支 出

ここで計上されるのは政府の経常支出のみであり、資本支出は政府の経常余剰あるいは政府借入を通じて行われるとみなされる。

政府の財貨サービス経常購入

一般会計、非企業特別会計、普通会計および収益会計については、それぞれの決算書に基づいて原則として次的方式によって算出する。

歳出繰額一控除項目一資本支出（政府の資本形成）。国民総支出を構成する「政府の財貨サービス購入」は歳出繰額一控除項目をもって算出される。

(1) 控除項目

政府の歳出項目のうち、国民所得勘定上政府の財貨サービス購入のための支出とみなされない項目を控除することによって政府の財貨サービスの購入額が得られるわけである。一般会計についての控除項目を挙げれば次の通りである。

i 会計間重複

主として、特別会計および地方財政の歳入となって、それらより財貨サービスの購入等にむけられる重複分である。

ii 補助金

要素費用評価による国民所得額から差引かれて、市場価格評価による国民総

生産を構成する一項目であり、生産者等の損失補償を目的として一方的に企業に給付され、受給者の経常勘定上処理さるべきものである。食糧管理特別会計への繰入を含む。

iii 出資および投資

政府企業や民間の事業体に対する出資金等は当該年度間において反対給付を受けるものではない。しかし補助金でもないので控除項目の一つとして掲げているわけである。海外経済協力基金出資金、育英資金貸付金等を含む。

iv 振替支出

主として国民福祉に関する所定の社会的基準に該当する特定範囲の個人を給付対象として、無償で交付される支出項目である。各種社会保険給付金、生活保護費、恩給費等から成る。

v 国債費

一般会計から国債整理基金特別会計への繰入額をとる。

vi その他の

一般会計の歳出のうち財貨サービスの購入とみなされないで、上記 i より v のいずれにも属さないものを一括して計上している。各種国際機関に対する分担金や不動産購入費等から成る。

非企業特別会計・普通会計等についても一般会計に準ずる。

(2) 政府資本形成

原則として有形固定資産については、国公有資産の増加とみなされるのみとし、在庫は貸借対照表に、減価償却費は損益計算書にそれぞれ明示されているものをとり、各決算書より主として建設関係項目の支出額を選定して合算したものを計上している。工事施工のための調査費、計画費については着工決定後当該工事の施行に必要な各種調査費、計画費のみを採用し、建設事業を実施すべきや否やを決定するための調査費等は資本形成に含まれていない。工事事務費は工事現場事務所事務費のみを施設取得のための経費として資本支出に計上する。なお、艦艇・航空機等防衛関係の支出や各所修繕費は経常支出に含めている。地方の普通会計については地方財政統計年報にもとづき投資的経費

と維持補修費より国庫支出金等の重複分を控除して計上している。

主なるものは、沿山治水港湾関係事業費、災害復旧関連事業費、官庁新営費、文教施設費、道路事業費、土地改良事業費等である。なお、資本的補助金も含まれる。

政府企業については、経常支出は企業経費として控除されてしまうので、政府の財貨サービス購入には含まれず資本支出のみが計上される。

振替支出

「政府の財貨サービス経常購入」の(1)「控除項目」iv 「振替支出」の項で説明した通り政府が反対給付を伴うことなく個人に与える経常的移転支出で、受領者の所得の付加分となるものである。個人所得には計上されるが、国民所得には含まれない。

補助金

「政府の財貨サービス経常購入」の(1)「控除項目」ii 「補助金」であり、資本的補助金を含まないので経常補助金とも称すべきものである。

海外への純支出

第4表 海外収支の政府純贈与の項参照

政府経常余剰

財政収入総額より上記の財政支出項目を控除することによって得られ、政府貯蓄としての性格を有するバランス項目であり、政府の資本形成の主なる財源となるものである。

第4表 海外収支

国民総支出の構成要素である海外収支は、対外取引のすべてを含むものでなければならぬが、為替統計や通関統計の諸計数は、計上範囲が不充分であったり、また計上時期に問題があつたりするので使用することができない。しかるに「国際收支表」(日本銀行)は上述の条件を充分にみたしているので、国民所得勘定の海外収支はもっぱら「国際收支表」により計算している。

外国の経常支払(輸出と海外からの所得)

小計(輸入と海外への所得)

「国際收支表」(A表第1部)によると、経常取引のうち贈与、賠償等の移転収支を除いた取引は、すべて物資およびサービス取引として総括されている。

第1表の「輸出と海外からの所得」は、この物資およびサービス取引の受取(貸方)の合計である。第4表では、この「輸出と海外からの所得」は外国の経常支払として表示されている。厳密にいえば、外国の経常支払にはこの「輸出と海外からの所得」に移転収支の受取分が加算されるべきであろう。現在国民経済計算審議会において勘定体系の検討を行なっており、いずれ改訂されることになると思われるが、ここでは現行方式に従って説明することにする。

第1表の「輸入と海外への所得」は「輸出と海外からの所得」とは逆に、物資およびサービス取引の支払(借方)の合計であり、第4表では「小計」と表示されている。

さて、この物資およびサービス取引は、すでに述べたような国民所得の他の勘定項目との関連で、財貨サービスの輸出および輸入、海外との所得受取および支払、海外人本邦内消費および本邦人海外消費の3つに分割されている。以下それについて説明する。

財貨サービスの輸出

財貨サービスの輸入

物資およびサービス取引の各項目のうち、「商品」(非貨幣用金を含む)、特需などの「政府取引」の大部分、貨物運賃あるいは港湾経費などの「その他取引」の大部分がこれに含まれる。「政府取引」および「その他取引」の一部は後述の所得あるいは消費に関する項目に含まれる。なおこの場合の商品は、FOB価格で評価されているので、貨物運賃、保険料のうち外国との受払額は、「その他取引」の中に計上されている。

海外からの所得受取

海外への所得支払

物資およびサービス取引のうち、要素所得と考えられる利子、配当などの

「投資収益」、「その他取引」のうちの特許権使用料等、フィルム賃貸料および固定資産賃貸料がこれに含まれる。

海外人本邦内消費

本邦人海外消費

物資およびサービス取引のうち、消費に関連する項目としての「旅行」と「政府取引」の中の外交官個人支出の合計で、その受取が海外人本邦内消費にあたり、その支払が本邦人海外消費である。

この項目は、本来は財貨サービスの輸出入であるから、「財貨サービス」の内訳項目とすべきものであろう。取扱いについて目下検討中である。

経常海外余剰

「輸出と海外からの所得」(外国の経常支払)から「輸入と海外への所得」(第4表小計)を差し引いたものである。

個人送金純受取

個人部門が無償で海外から受取った移民からの送金、物資の贈与などの移転収入から、同じく移転支出を差し引いたもので、第2表「個人所得とその処分」では「海外への純送金」として表示されている。

政府純贈与

政府部门が無償で海外から受取った贈与・賠償などの財貨サービスの収入(移転収入)から、同じく支出(移転支出)を差し引いたもので、第3表「財政收支の中では「海外への純支出」として表示されている。

国際収支差

「経常海外余剰」に、「個人送金純受取」および「政府純贈与」を加えたものである。

外国の経常受取

「輸入と海外への所得」(第4表小計)に経常海外余剰を加えたものであり、「輸出と海外からの所得」(外国の経常支払)に等しい。

外国の経常支払の項で述べたように、外国の経常受取としては、本来はこれに移転収支の支払分が加算されるべきであろうが、今後の検討にゆだねられて

いる。

海外からの純所得

「海外からの所得受取」から「海外への所得支払」を差し引いたものである。

本邦人海外純消費

「本邦人海外消費」から「海外人本邦内消費」を差し引いたものである。

第5表 総貯蓄と総資本形成

国内総資本形成

国内総資本形成は、国内の物的資本に追加された財の総価値をあらわすもので、生産者耐久施設などの固定資本に追加される総固定資本形成と原材料、仕掛品、製品などの在庫品残高に追加される在庫品増加とからなる。

これを部門別にみると、政府によってなされる政府資本形成と民間企業や家計などの民間の主体によってなされる民間総資本形成とにわかれる。

民間総資本形成

第8表 国内民間総資本形成の項参照。

政府資本形成

第8表 政府資本形成の項参照。

国内総貯蓄

国内総資本形成を可能ならしめる源泉であって、政府、法人企業、個人企業および家計の純貯蓄(政府部门の政府経常余剰、法人企業部門の法人留保、個人企業および家計部門の個人貯蓄)に資本減耗引当を加えたものすなわち国民総貯蓄から国際収支差を控除したものである。

この国内総貯蓄と国内総資本形成とは、本来事後的な数値としては、必ず一致すべきものであるが、利用された統計資料や推計方法の相違などから生ずる計算上の食い違いは「統計上の不適合」として総貯蓄側に計上される。

資本減耗引当

資本減耗引当は物的資本の減耗に対する引当であって、1.減価償却費、2.資本偶発損 3.経常費にあてられた資本的支出とからなる。

1. 減価償却費

減価償却費は、有形固定資産の経常的減耗（当該期間の経済活動によって消耗した資本の価値で当該期間の生産物への価値移転分）の引当として毎期収益から控除される費用である。推計は、(1)官業(2)法人企業(3)個人企業(4)個人住宅にわけて行なわれるが、なお、資料の制約によって、個人企業の農業は、時価ベースで評価され、それ以外は簿価によっている。

(1) 官業

官公事業のうち国の企業特別会計、政府関係機関、その他の政府企業については、それぞれの損益計算書に計上されている減価償却費をそのままとる。地方公共団体の公営企業の減価償却費は資料の関係上計上されていない。

(2) 法人企業

一般産業は、「法人企業統計調査」（大蔵省）の年度報の有形固定資産残高の資本金200万円以上の分に対する全規模の分の割合を用いて、同季報の減価償却費を全規模に拡大して求める。金融保険業については営業用有形固定資産残高に、平均償却率5%を乗じて算出する。なお、金融機関の財務諸表に示される減価償却費は固定資産のすべてに対する減価償却費が一括計上されているものが多く、その中の有形固定資産のみに対する減価償却費を直接に求めることができないので、若干の金融機関についての資料から上記割合を求めて推計している。

(3) 個人企業

i 農業

「農家経済調査報告」の「農家財産の増減形態」から農用建物、農機具、大植物、大動物の一戸当たり減価償却額を求め、農家戸数を乗じて求める。

ii 製造業、卸小売業

個人業主所得推計の際求められる一業主当たり減価償却費に業主数を乗じて求める。

iii 鉱業、建設業、運輸通信その他の公益事業

適当な資料がないので、28年度以降は、26、27年度において適用した1事業

主当たり営業所得に対する減価償却費の比率の平均値を求め、個人業主所得に乗じて推計する。なお、26、27年度推計における上記比率は「法人企業統計年報」の資本金200万円未満の小規模法人企業の付加価値に対する減価償却費の比率を採用したものである。

(4) 個人住宅

昭和29年度推計を基礎として、家賃指数（総理府統計局）の傾向により延長推計する。なお、29年度の計数は分配面の賃貸料所得算出の基礎となっている計数から個人住宅に対する減価償却費をもとめたものである。

2. 資本偶発損

工場、機械、森林などの固定資本が火災や風水害によってこうむる損害であって、経常的な減耗に引き当てる減価償却費によってはカバーされないものである。推計は、資料の制約のため損害保険と森林火災保険がかけられているもののみについて行なわれている。

(1) 損害保険

日本損害保険協会調を基礎とし、正味支払保険金と責任準備金および支払準備金の増加額とを合計して推計する。

(2) 森林火災保険

森林火災保険特別会計における保険金支払額をそのままとる。

(3) 経常費にあてられた資本的支出

これは資料が求められない関係上実際には推計されていない。

第6表 産業別国民所得

産業別国民所得

産業別国民所得とは要素費用表示の「産業別純生産」をあらわす所得系例で、「生産国民所得」に代用されるものである。これは分配国民所得を産業別に組替えることによって求められる。

勤労所得

1. 賃金俸給所得

もともと産業別に推計される。

2. 兼業所得

兼業所得額を上記賃金俸給所得（農林水産業を除く）の産業別構成比で配分する。

3. 重役俸給

金融保険・不動産業以外は「法人企業統計年報」（大蔵省）の産業別役員給料手当を用い、金融保険・不動産業は「民間給与実態調査」（国税庁）等から推計する。

4. 社会保険料雇主負担分

非農林水産業の雇用者数の構成比で配分する。

5. チップ

卸小売業とサービス業別に推計される。

6. 歳費

公務に一括計上する。

個人業主所得

内職を除いては、もともと産業別に推計される。内職は農林水産業と公務を除いた賃金俸給所得の産業別構成比で配分する。

個人賃貸料所得

1. 田畠小作料

農業に計上する。

2. 宅地地代家賃

不動産業に計上する。

3. その他

税務統計の会社調査結果表（国税庁）の利益会社と欠損会社の調査所得で「金融保険業」と「その他」の産業に分割し、この「その他」を「法人企業統計年報」の動産不動産賃借料の産業別構成比により配分する。

個人利子所得

「個人利子所得（貨幣利子+帰属利子）-政府と消費者の負債利子」を「本邦

経済統計年報」（日本銀行）の各金融機関業種別貸出残高合計額の産業別構成比で配分する。

法人所得

「法人所得-日銀納付金」を会社調査結果表の利益会社と欠損会社の調査所得によって「金融保険業」と「その他」にわけ、さらにこの「その他」を「法人企業統計年報」の営業損益の産業別構成比で配分する。日銀納付金は金融保険業に含める。

官公事業剰余

中央および地方の企業会計と地方の事業会計それぞれの所得を各産業に計上する。

政府賃貸料・利子所得

上記個人賃貸料所得から官公事業剰余までの所得合計の産業別構成比で配分する。

海外からの純所得

そのまま産業別国民所得の一項目となる。

第7表 分配国民所得

分配国民所得

分配国民所得とは、ある国の居住者の一定期間における生産活動によって発生し、経済諸主体または生産諸要素に帰属した現金および現物の税控除前所得の総額である。これは勤労所得・個人業主所得・法人所得などにわけて推計される。

勤労所得

勤労所得とは、雇用者が提供した労働の報酬として受取る現金現物の所得である。これは賃金俸給所得とその他の雇用者報酬とからなり、前者は常用日雇をとわず雇用者の地位にある人々の賃金俸給（重役俸給を除く）所得で、臨時の給与、賞与、現物給与などを含み、後者は重役俸給、社会保険料の雇主負担分、議員歳費、チップなどのほかに、雇用者が兼業として受取る勤労所得など

からなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

1. 賃金俸給所得

(1) 農林水産業

i 農業

各年度の「農家経済調査報告」(農林省)より求めた全国平均1戸当り農業所得に対する農業雇用労賃の比率を、別途推計した各年度の農業個人業主所得に乗じて、各年度の勤労所得を算出する。

ii 林業

物的 методによって求めた24年所得額が基礎となり、各前年度を基準として延長推計する。延長指數は「農家経済調査」(農林省)林業1戸当り被用労賃と農家世帯数の対前年比の傾向による。

但し国管分は国有林野特別会計人件費の支出額によっている。

iii 水産業

物的 method によって求めた25年度所得額が基礎となり、各前年度を基準として延長推計する。延長指數は「漁家経済調査」、「漁業センサス」(農林省)より求めた漁家・企業体の雇用労賃額に「法人企業統計季報」(大蔵省)より推計した法人従業員給与額を加算した水産業給与総額の対前年度比によっている。

(2) 農林水産業以外の産業

各産業別常用・日雇別の1人当り平均賃金にそれぞれの雇用者数を乗じて算出する。ただし公務をのぞく各産業ごとに従業者30人以上と30人未満の事業所別に賃金を求め、雇用者数も「事業所統計調査」(総理府統計局)を基礎とし「労働力調査」(総理府統計局)、雇用指數(労働省)などによって従業者30人以上と30人未満のものに分割する。

i 1人当たり賃金

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融保険・不動産業、運輸通信・その他公益事業

常用雇用者については、従業者30人以上の事業所分は「毎月勤労統計甲調査」(労働省)の1人当り現金給与額に現物給与(労働省調の25年給与構成調査によ

って推計)を加算して求め、30人未満のものは「毎月勤労統計乙調査」および「労災特別調査」(労働省)を用いて推計する。

日雇労働者については、従業者30人以上の事業所分は「毎月勤労統計甲調査」より30人未満については「同乙調査」より求めた臨時および日雇労働者1人1日当り現金給与額に「労働力調査」より推計した1カ月当り稼働日数をそれに乗じて30人以上と未満の1人当り賃金を求める。ただし建設業の稼働日数は「屋外労働者職業別賃金調査」(労働省)によっている。

ii サービス業

まず駐留軍労働者については、調達庁調の資料によって1人当り平均賃金を求める。その他のサービス業の分の常用雇用者については、「民間給与実態調査」(国税庁)から従業者30人以上と未満の事業所別に卸小売業に対するサービス業の賃金格差を求め、(i)でえた卸小売業の常用雇用者賃金に乘じて求める。日雇は(i)でえた卸小売業の従業者30人以上と未満の1人1日当り現金給与額に前記の格差を乗じ、さらに「労働力調査」より推計した1カ月当り稼働日数を乗じてそれぞれの賃金を求める。

iii 公務

大蔵省、大蔵省および自治省の資料によって国家および地方公務員の1人当たり給与をそれぞれ求め、「国勢調査」(総理府統計局)によってウエイトをつけ公務平均の給与を求める。常勤労働者、非常勤職員についても上記各省の資料によって別途推計する。なお自衛隊の現物給与額を加算している。

ii 雇用者数

「35年国勢調査1%抽出集計結果」を基礎にし、毎月の「労働力調査」の傾向によって延長推計する。延長にあたっては、各産業別に延長した雇用者が、非農林水産業雇用者計で延長したものに合致するように、さらに就業者(個人業主計と雇用者計を加算)一本で延長したものに合うように調整を加えている。

2. その他の雇用者所得

(1) 兼業

「家計調査」(総理府統計局)より勤労者世帯の世帯主本業収入に対する副業

収入の割合を求め、これを農林水産業以外の産業の賃金俸給所得に乗じて算出する。

(2) そ の 他

i 重 役 債 納

「法人企業統計年報」より役員給料手当をそのままとり、この統計からは金融保険業が得られないで「民間給与実態調査」によって推計加算する。

ii 社会保険料雇主負担分

各社会保険の保険料収納済額をもとめ、これに各雇主負担分の比率を乗じて推計する。

iii チ ッ プ

25年における卸小売業、サービス業の賃金俸給所得に対するチップの比率をそれぞれの賃金俸給所得に乗じて推計する。

iv 歳 費

国会議員については歳入歳出決算書（大蔵省）および衆・参両院会計課に照会し、地方議員については自治省に照会した決算額および決算見込額によっている。

個人業主所得

この所得は個人が企業の主体となり家族や雇用者の労働を使って企業を運営して得た所得であるが、その実質は、企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。ただし、本業以外で受取る利息、配当、賃貸料などの所得はここから除かれて、個人財産所得に含められる。

1. 農林水産業

(1) 農 業

各年の「農家経済調査報告」より全国平均1戸当たり農業所得（経費的租税公課控除）を求め、これに農家戸数を乗じて求める。農家戸数は「35年世界農林業センサス」（農林省）より求めた農家経済調査対象農家戸数を「農業調査」（農林省）の総農家戸数の動きで各年延長する。

(2) 林 業

「勤労所得」と同じく24年に物的方法で求められた所得額が基礎となり各前年度を基準として延長推計する。延長指標は素材、木炭、薪それぞれの生産量（林野庁）と「卸売物価指数」（日本銀行）の対前年度比の相乗積を、生産量をウエイトにして1本に総合したものによっている。

(3) 水 産 業

これも「勤労所得」と同じく物的方法によって求めた25年度所得額が基礎になっており、各前年度を基準として延長推計する。延長指標は全国の総漁獲量（農林省）と魚価指数（東京都中央卸売市場）の対前年度比の相乗積によっている。

2. 農林水産業以外の産業

各産業ごとの1業主当たり平均所得に個人業主数を乗じて算出する。

(1) 製造業および卸小売業

「事業所統計調査」（総理府統計局）によってとらえられた都市所在の個人経営事業所を母集団とする「個人企業経済調査」（総理府統計局）が基礎資料となっている。

i 「事業構造基本調査」（総理府統計局）および「事業所統計調査」によって、従業員規模別に業主数の分布割合を算出する。

ii 「労働力調査」（総理府統計局）によって、短時間就業者について調整を加えるため、単独業主の分布割合を2つに分割する。

iii 「個人企業経済調査」によって従業員規模別に業主1人当たり平均営業利益および平均売上高を求める。

iv iiiで求められた営業利益をiとiiで求められた業主数の分布割合をウエイトとし、国税庁資料等を勘案して、課税対象分と非課税対象分とに加重平均する。売上高はiとiiの業主数の総合分布割合をウエイトにして加重平均する。

v ivで分割された営業利益のうち非課税対象分の平均はそのまま用い、課税対象分については同様にして求められた前年の計数をもととし、国税庁資

料による一業主当たり申告所得金額の対前年度比率で延長推計したものをとり、両者を合計して一業主当たり平均営業利益を求める。

vi 「個人企業経済調査」では、減価償却費が調整されてないので「法人企業統計年報」によって資本金200万円未満の法人企業における減価償却費の売上高に対する比率を求め、この比率をivで求めた売上高の加重平均値に乗じて、一業主当たり減価償却費を求める。営業利益から減価償却費を控除して全市平均一業主当たり所得をえる。

vii 一業主当たり所得の全都市平均に対する全国平均の格差を「就業構造基本調査」特別集計から求めて乗じ、viの全都市平均所得を全国平均に換算する。

viii 別途推計された自営業主数をviiの全国平均業主所得に乗じて、製造業および卸小売業の個人業主所得を推計する。

(2) その他の産業

「申告所得種類別表」(国税庁)によって第2次産業は製造業、第3次産業は卸小売業を基準として、産業間相対所得比率を算出し、それを先に求めた(1)のvii製造業、卸小売業の一業主当たり所得に乗じて各産業の一業主当たり所得を算出する。

これに産業別個人業主数を乗じて、個人業主所得を求める。

(3) 個人業主数

農林水産業以外の産業の勤労所得推計における雇用者数の推計と同様の方法で算出する。

3. 内職

「家計調査」の勤労者世帯「内職収入」により推計する。

個人賃貸料所得

この所得は個人が所有する不動産(有形、無形固定資産)の賃貸から生ずる所得のほか、持家住宅については帰属家賃の所得も含まれる。なお不動産の賃貸を業とする個人業主の所得は不動産業として個人業主所得に含まれるから、本項から除外される。

また、自己の消費用に使用する不動産の地代家賃は本項に計上してあるが、営業用に使用している不動産の地代家賃は個人業主所得の一部を構成するから本項には含まれない。

個人賃貸料所得は、田畠小作料、地代および家賃および個人が所有する特許権、著作権などにもとづく所得から構成されている。なお本項の所得は賃貸料の総額から減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除したものである。

1. 田畠小作料

日本不動産研究所調「田畠別反当り小作料」38年3月から反当り平均固定資産税を控除したものに、田畠別小作地面積(「作物統計」「世界農林業センサス」等から算出したもの)を乗じて推計される。

2. 地代および家賃

家賃一本にまとめて算出する。以下地代および家賃を単に家賃とよぶ。

37~38年については33暦年の計数を基礎として家賃地代指数(総理府統計局)と自治省資料等より求めた個人所有家屋床面積の傾向との相乗積の伸びにより延長推計する。

33暦年の計数はまず全国家屋の家賃総額を求める。これを基礎として個人所有家屋の家賃総額を算定し、これより物的経費を控除して求められる。

(1) 全国家屋の家賃総額

これは坪当り家賃に家屋床面積を乗じて算出する。

i 坪当り家賃

「住宅調査」(総理府統計局)、「固定資産税概要調書」(自治省)等より求めた33年7~9月の家屋に関する坪当り家賃合計額を基礎として、家賃地代指数の傾向により4半期別に算出集計する。

ii 家屋床面積

「固定資産税概要調書」より免税点以下を含んだ「家屋総床面積」をとったが、これには住宅のほか店舗、工場、倉庫等の建物も含まれている。

(注) 全家屋の家賃総額の推計方法を算式で示すとつきのとおりである。